

新潟市個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」に対する市民意見募集の結果

1. 意見募集の概要

社会保障・税番号制度は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。一方で、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から懸念が生じることのないよう、措置を講じる必要があります。そのため、特定個人情報保護評価を行うことが、番号法によって義務付けられています。

そこで本市では、新潟市個人住民税・軽自動車税・事業所税の賦課に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」を作成し、市民の皆さまのご意見を募集しました。意見募集の結果は下記のとおりです。

2. ご意見の募集結果

(1) 募集期間

令和元年10月7日(月曜)から11月5日(火曜)

(2) 広報手段

市報にいがた、市ホームページ

(3) 資料配布・閲覧場所

市民税課（市役所本館2階）、各区役所地域課・地域総務課、各区役所の出張所、市政情報室（市役所本館1階）、ほんぽーと（中央図書館）

(4) 提出状況

提出者数：1人

意見数：1件

案の修正：0件

(5) 提出方法

窓口 1人

(6) お問い合わせ先

新潟市 財務部 市民税課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

電話：025-226-2253 FAX：025-223-4958

E メールアドレス：shiminzei.to@city.niigata.lg.jp

【市民意見と市の考え方】

No	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	本評価書が有り、評価書に基づいて、日常業務が行われている事を初めて知りました。指摘する事はありません。情報を開示し、市民の意見を聴取しようとする市の姿勢を評価したいと思います。	ご意見ありがとうございました。 特定個人情報保護のため、適切な措置を講じていきます。